



令和2年度ボランティア活動保険助成のご案内

真庭市ボランティア市民活動センター（真庭市社会福祉協議会）では、皆さんが市内で安心してボランティア活動に取り組めるよう、ボランティア活動保険の掛金を一部負担します。

■助成対象ボランティア

ボランティア・市民活動グループ（NPO法人も含む）及び個人で真庭市ボランティア市民活動センター（真庭市社会福祉協議会）へボランティア登録し、活動されているグループ及び個人が対象となります。

■対象ボランティア活動

日本国内における「自発的な意思により、他人や社会に貢献する無償（*1*2）のボランティア活動」で次の①～③いずれかに該当する活動とします。

- ①グループの会則に則り、企画・立案された活動であること
- ②社会福祉協議会に届け出た活動であること
- ③社会福祉協議会から委嘱された活動であること

*1 交通費、昼食代、活動のための原材料費などの実費の支給については無償とみなします。

*2 NPO法人に所属する無報酬のボランティアはボランティア活動保険の対象となります。

■対象とする保険

全国社会福祉協議会が損害保険会社と一括契約しているボランティア活動保険です。
*別紙ボランティア活動保険パンフレットをご覧ください。

■掛金について

真庭市ボランティア市民活動センター（真庭市社会福祉協議会）が200円負担します。保険加入プランAに加入の場合は自己負担150円となります。他のプランに加入される場合は、超過分が自己負担となります。

■加入申込について

◆お問合せ

お近くのボランティアステーションへ

真庭市ボランティア市民活動センター（社会福祉法人真庭市社会福祉協議会）

〒719-3201 真庭市久世2928 久世保健福祉会館

TEL 0867-42-1005 FAX 0867-42-2263

北房支所:0866-52-2900 落合支所:0867-52-1519 勝山支所:0867-44-5091

美甘支所:0867-56-7008 湯原支所:0867-62-7111 中和支所:0867-67-2757

八束支所:0867-66-7151 川上支所:0867-66-3920

